

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年6月1日～令和8年5月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度
の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

＜実施時期・取組内容＞

- 令和3年6月～ 育児休業に関する規定を整備する。
- 令和3年7月～ 周知に向けて、社員研修を行う。
- 令和4年8月～ 社員に再度周知を図る。
- 令和5年6月～ 社員に再度周知を図る。

目標2 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など
制度の周知や情報提供を行う。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和3年6月～ 法に基づく諸制度の利用状況を調査する
- 令和3年7月～ 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法の検討
- 令和3年8月～ パンフレット配布、ポスター掲示等により社員に周知を図る
- 令和4年3月～ 社員に再度周知を図る